

土地区画整理事業

高田・今泉

第14号

区画整理ニュース



陸前高田市 復興局 市街地整備課

1 高田・今泉地区 事業計画変更説明会等を開催しました

平成29年3月に、高田地区・今泉地区の事業計画変更説明会等を開催し、土地利用計画及び事業スケジュールの見直し等について説明を行いました。

事業計画変更内容に関して出された主な質問と回答を掲載します。

- ・開催会場：陸前高田市コミュニティホール内シンガポールホール
- ・参加人数：3月24日（参加者100名）・25日（参加者86名）

事業計画変更の手続き

Q. 説明会での計画は既に決定事項か。県の都市計画審議会を経て決まるのか。

A. 説明会は市の案を説明するための場であり、その後に縦覧期間を設けます。変更案に意見がある場合は、岩手県に対して意見書を提出して頂くことができます。意見書は県の都市計画審議会での審議を経て、採択・不採択が決定されます。

土地の引渡し

Q. 土地を引渡しされる時点で、宅地だけでなく前面道路も完成しているか。

A. 原則、道路も完成させて土地を引渡しますが、一部の道路においては路盤整備（表層のみ未施工）の段階で土地を引渡しする場合があります。建築工事に支障が無いように配慮しつつ、約1ヶ月で前面道路も完成させる予定です。

造成・工事

Q. 道路と宅地盤との高低差が50cm未満でも、事業で擁壁を設置してもらえないか。

A. 事業は国の復興交付金をもとに進めています。予算には限りがありますので、高田・今泉両地区共通の宅地整備基準においては、高低差50cm以上で擁壁を設置することで決定し、施工しております。

Q. 土地引渡し後に地盤が下がることはないか。その場合、瑕疵責任はどうなるのか。

A. 盛土後の沈下変動は、現況地盤に設置した沈下板により観測しています。土地引渡しの目安は残留沈下10cm以内ですが、実際の観測結果は数cm未満の沈下に収まっています。

土地引渡し後に異変があった場合は、原因を把握するために市で調査を行い、市の施工に原因がある場合は、市において対応致します。



2 今泉地区 土地区画整理審議会を開催しました

今泉地区において、平成29年4月28日に土地区画整理審議会（第10回）を開催し、以下の議案について承認されました。

■第10回 今泉地区土地区画整理審議会

〈土地区画整理審議会（第10回） 諮問事項〉

諮問14 仮換地指定について ……市有地の指定

3 仮換地情報の提供について

市では地域コミュニティ形成の一助を目的として、平成28年夏の仮換地指定の後より、ご同意いただいた権利者の氏名や土地の位置を掲載した「仮換地図の閲覧」を行っております。閲覧をご希望の方は市街地整備課までお越しください。

また、現在まで仮換地図への掲載についてご同意をいただけていない方につきましても、市街地整備課にて随時同意書の提出を受け付けておりますので、ご同意をいただける方はご連絡くださいますようお願いいたします。

〈仮換地情報の閲覧〉

場所：陸前高田市復興局市街地整備課（市役所4号棟2階）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日及び年末年始除く）

※ 閲覧可能な方は、権利者、その親族または、権利者からの委任状をお持ちの方です。

閲覧の際は身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。



土地登記や住所（連絡先）の変更は、必ず当課にご連絡ください

土地区画整理事業の進捗に合わせ、重要な文書の送付やご連絡を行う頻度が増してきます。次のような場合は、所定の様式をお送りしますので届けてください。

- 土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
(市民課に転居届を提出した後に、必ず市街地整備課にもご連絡ください)
- 婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合



お問い合わせ先

事業施行者：

陸前高田市 復興局 市街地整備課

〒029-2292

陸前高田市高田町字鳴石42-5

TEL 0192-54-2111（代表）

（内線：高田443・今泉454）

事業受託者：

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）

岩手震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所

〒029-2203

陸前高田市竹駒町字相川28-1

TEL 0192-53-2630